

役員旅費規程 新旧対照表（案）

一般社団法人日本左官業組合連合会

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本左官業組合連合会</u>（以下「日左連」という。）の<u>定款に定める役員</u>（以下「役員」という。）及び<u>日左連理事会で承認された諮問機関である委員会委員</u>（以下「委員」という。）が日左連の事業に関連する出張及び出席する場合に支給する旅費交通費を<u>規定</u>することを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（交通機関の料金使用範囲）</p> <p>第3条 交通機関の料金使用範囲は、原則として次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>（1）飛行機の場合は、普通料金とする。</p> <p>（2）JR及び私鉄とも普通料金とする。</p> <p>（3）船舶は、普通料金とする。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（支給対象）</p> <p>第4条 <u>第1条に規定する役員及び委員を対象とする。</u></p> <p>第5条 （略）</p> <p>（旅費及び交通費の支給範囲）</p> <p>第6条 役員及び委員に支給する旅費及び交通費の支給範囲は、次の<u>とおり</u>とする。ただし、団体において負担した場合は、支給しない。</p> <p>（1）<u>宿泊費は、最大一人一泊 25,000 円の範囲内とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、（社）日本左官業組合連合会「以下（日左連）という。」の役員及び委員会委員「以下（委員）という。」が日左連の事業に関連する出張及び出席する場合に支給する旅費交通費を<u>規程</u>することを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（交通機関の料金使用範囲）</p> <p>第3条 交通機関の料金使用範囲は、原則として次の<u>通り</u>とする。</p> <p>（1）飛行機の場合は、普通料金とする。</p> <p>（2）JR及び私鉄とも普通料金とする。</p> <p>（3）船舶は、普通料金とする。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（支給対象）</p> <p>第4条 <u>日左連定款に定める役員及び日左連理事会で承認された諮問機関である委員会委員を対象とする。</u></p> <p>第5条 （略）</p> <p>（旅費及び交通費の支給範囲）</p> <p>第6条 <u>日左連役員及び委員に支給する旅費及び交通費の支給範囲は、次の通りとする。</u>ただし、団体において負担した場合は、支給しない。</p> <p>（1）<u>旅費の内の</u>宿泊費は、最大一人一泊 25,000 円の範囲内とする。</p>

- (2) 交通費は、主要幹線とし、JR等の料金表等に基づき決定する。
- (3) その他諸経費は、実費精算とする。

附 則 ※旧の第7条を削除し附則へ変更

この規程は、平成16年2月9日から一部改定。

この規程は、平成24年4月1日から一部改定。

- (2) 交通費は、主要幹線としタクシー及びバス代は含まないこととする。
交通費は、JR等の料金表等に基づき決定する。

(施 行)

第7条 この規程は、平成16年2月9日より一部改定。